

御所市児童相談システム構築業務委託に係る 公募型プロポーザル質問回答書【7月16日回答】

No.	該当資料名	項	質問事項	回答
1	実施要領	1	2.業務の概要(4)①契約方法 「ハードウェア及びソフトウェア、保守料及び諸経費を含む初期費用にかかる費用は、5年間のリース契約とする。」とありますが、様式10「提案価格書」の「金額」欄に記載する金額は5年間のリース契約の総額という認識でよろしいでしょうか。 また、リース契約は受託者の指定するリース会社と締結していただく認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「提案価格書」の「金額」は5年間のリース契約の総額です。 受託者は、3.参加資格要件(3)「御所市物品購入及び業務委託等に係る競争入札等の参加資格等に関する要綱(平成23年告示第134号)第2条に定める「令和8・9年度御所市業務委託等入札等参加資格者名簿」の業種区分「情報処理」の営業種目「ソフトウェア・システム」に登録されていること。」の要件であり、リース会社が入る場合は3者契約となります。
2	仕様書	5	6.業務内容(3)データ移行 移行用データの形式について、CSV形式にてご提供いただくことは可能でしょうか。	CSV形式で提供することはできません。現在保有しているデータは、Microsoft wordです。提供可能な形式は、Word形式または、テキストです。 データ移行は、受託者が準備したExcelファイルに本市がデータを入力し、移行していただくことを想定していますが、できる限り職員の負担を軽減できる方法をご提案ください。
3	仕様書	5	6.業務内容(3)データ移行 移行用データについて、相談以外の支援情報や文書や写真などの添付資料も移行対象に含まれますでしょうか。	お見込みのとおりです。

4	機能要件一覧（様式8）	3	No.34に「別紙帳票一覧参照」とありますが、参照先が不明のためご教示いただけますでしょうか。	配布様式の添付漏れでした。 別添の帳票一覧を添付し回答します。
5	機能要件一覧（様式8）	8	No.104「サポートプランを作成できること」とありますが、標準機能でサポートプランの作成が可能です。貴市独自のサポートプランの作成が必要でしょうか。	不要です。市独自のサポートプランを作成する必要はありません。
6	機能要件一覧（様式8）	10	No.127「タブレットを利用して、外出先で相談記録の閲覧及び作成ができる」とありますが、タブレット上に独自システムを構築し、本庁側のシステムとCSVファイルのインポート等による対応でよろしいでしょうか。また、帳票の出力は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 しかし、本件相談システムを住民情報系ネットワーク上に構築するためタブレットとパソコンは、無線・有線及び外部媒体で接続しなくとも情報交換ができることです。
7	機能要件一覧（様式8）	13	No.169「児童記録票標準入力形式の児童記録票」について、フォーマットをご提供いただけますでしょうか。	別添「児童記録票」を添付します。
8	実施要領	4	7.（2）提出書類に⑩国税・地方税の未納または滞納がない旨の証明について、業者登録の際に提出していますが、本プロポーザルの申し込みにあたり、改めて提出する必要がありますでしょうか。	業者登録が完了していることで、国税・地方税の未納または滞納がないとみなします。 実施要領3.参加資格要件（3）の要件を満たす者は⑩の書類を省略できます。